

令和7年度デジタルマーケティング普及広報業務 委託仕様書

1. 業務名

令和7年度デジタルマーケティング普及広報業務

2. 業務の目的

県内事業者のデジタルマーケティング活用推進に向けて、県SNSを利用したデジタルマーケティングに関する情報発信とセミナーを実施する。

3. 契約期間

契約日から令和8年3月13日（金）まで

4. 委託業務の内容

（1）Instagramアカウント運用

①運用するアカウント

Instagram, Facebook

あおもりSNSラボ（アカウントID：@aomori_snslab）

②想定する主要ターゲット

Webサイト・ECサイト・SNS等を運用しており、デジタルマーケティングを事業活動に活用したいと考えている県内事業者

③投稿内容の作成

ア 企画案の作成

- ・ 投稿の企画案を作成すること。必要に応じて、オンライン・対面等で企画会議を行うこと。
- ・ 投稿内容は、投稿の前日までに発注者の承認を得ること。

イ 投稿内容の作成

- ・ 投稿内容は、発注者が令和6年度に作成した「デジタルマーケティング活用状況調査報告書」及び「デジタルマーケティング活用マニュアル」の内容を踏まえて作成すること。
- ・ 投稿内容はSNSでの投稿に適した形式とし、ターゲットの興味・関心を喚起するものとする。

ウ 投稿頻度

令和7年6月～令和8年2月の9ヶ月間に、月2回程度投稿すること。

④業務運営体制

- ・ ユーザーから寄せられたコメントや問い合わせ等に対し、適切に反応すること。

(2) デジタルマーケティング活用推進セミナーの開催

①開催時期

発注者と協議して決定すること。

②実施場所・回数

青森市内で1回開催する。

③受講対象者

県内事業者

④受講者数

50名程度

⑤セミナーの内容

以下を基本とし、発注者と協議して決定すること。

- ・対面とオンラインによるハイブリッド開催
- ・デジタルマーケティングの専門家（1名）による講演
- ・受注者によるデジタルマーケティング活用に関するセミナー

⑥委託の範囲

- ・関係機関との調整
- ・セミナーカリキュラムの企画提案
- ・講師、会場の手配とに関する費用の支払
- ・セミナー当日の運営

（申込受付、参加者名簿作成、会場設営や撤去、当日受付、資料の印刷・配布、講師への謝金及び旅費の支払等）

5. 業務完了報告

○本業務完了後、令和8年3月13日（金）までに下記の電子データをメールにより提出すること。

①委託業務完了届

②業務実績報告書

○納品場所

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県経済産業部地域企業支援課 マーケティング支援グループ

6. 業務の適正な実施に関する事項

○個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

○守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7. 知的財産権の取扱い

受注者は、本委託業務の実施のために必要な受注者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処すること。

8. 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により発注者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

9. その他

- 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、発注者及び受注者の協議により業務を進めるものとする。
- 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。
- 受注者が本委託業務において制作した物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は、全て発注者及び参加事業者に帰属するものとする。